上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉 田 愼 一

## 提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すもの。

上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例

上長与地区公民館の特別施設使用料条例(昭和57年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表 (第4条関係)

(1) 憩の場使用料

(単位:円)

区分		1人につき (1回)	
60歳以上の者及び障害者			100
一般	中学生以上		200
	小学生以下		1 0 0

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

(2) 回数券発行額

(単位:円)

回数券の種類		発行額
60歳以上の者及び障害者(11枚つづり)		1, 000
一般	中学生以上(11枚つづり)	2, 000
	小学生以下(11枚つづり)	1, 000

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上長与地区公民館の特別施設使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。